



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

企業局事項

- 沖縄県企業局公印規程の一部を改正する規程 1
- 沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程 1
- 沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程 2
- 沖縄県企業局組織規程の一部を改正する規程 2
- 沖縄県企業局防火等管理規程の一部を改正する規程 2
- 沖縄県企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程 3
- 沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程 3
- 沖縄県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程 4
- 沖縄県企業局エネルギー管理規程の一部を改正する規程 4

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局の非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令 4

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第1号

沖縄県企業局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 宮 城 嗣 三

沖縄県企業局公印規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局公印規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「出先機関にあっては庶務課長とするが、庶務課長のいない出先」を「庶務を担当する班長が置かれていない当該公印管守課のうち、庶務課長が置かれているもの」に改める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第2号

沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 宮 城 嗣 三

沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局会計規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「庶務課長（水質管理事務所にあっては、次長）」を「庶務班長（庶務班長が置かれていない出先機関のうち、庶務課長が置かれている出先機関にあっては、庶務課長、庶務課長が置かれていない出先機関にあっては、次長）」に改める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第3号

沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 宮 城 嗣 三

沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県企業職員給与規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

附則第19項を附則第10項とする。

別表第3の4級の項中「次長」の次に「、班長」を加え、同表5級の項中「次長」の次に「、班長」を加え、同表6級の項中「次長」の次に「、技術総括」を加える。

別表第4出先機関の項中「副参事」を「技術総括、副参事」に改める。

別表第5出先機関の項中「副参事」を「技術総括、副参事」に改める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第4号

沖縄県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 宮 城 嗣 三

沖縄県企業局組織規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局組織規程（昭和48年沖縄県企業局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第10条の表沖縄県企業局石川浄水管理事務所の項中「庶務課 浄水課 施設管理課」を「庶務班 浄水管理班」に改める。

第16条の表所長の項の次に次のように加える。

技術総括	必要と認める出先機関	施設管理に関する事務を総括するとともに、所長の職務を補佐する。
------	------------	---------------------------------

第16条の表センター長の項の次に次のように加える。

班長	必要と認める出先機関	班の事務を処理するとともに、班の事務について所長を補佐する。
----	------------	--------------------------------

第17条中「出先機関の課」を「出先機関の班（班が置かれていない出先機関にあっては、課）」に改める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第5号

沖縄県企業局防火等管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 宮 城 嗣 三

沖縄県企業局防火等管理規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局防火等管理規程（昭和53年沖縄県企業局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「庶務課長をもって充て、庶務課長が置かれていない出先機関にあっては課長相当職」を「庶務班長（庶務班長が置かれていない出先機関のうち、庶務課長が置かれている出先機関にあっては、庶務課長、庶務課長が置かれていない出先機関にあっては課長相当職）」に改める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第6号

沖縄県企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 宮 城 嗣 三

沖縄県企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局職員安全衛生管理規程（昭和60年沖縄県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第17条中「庶務課（水質管理事務所にあっては、総括班）」を「庶務班（庶務班が置かれていない出先機関のうち、庶務課が置かれている出先機関にあっては、庶務課、庶務課が置かれていない出先機関にあっては、総括班）」に改める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第7号

沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

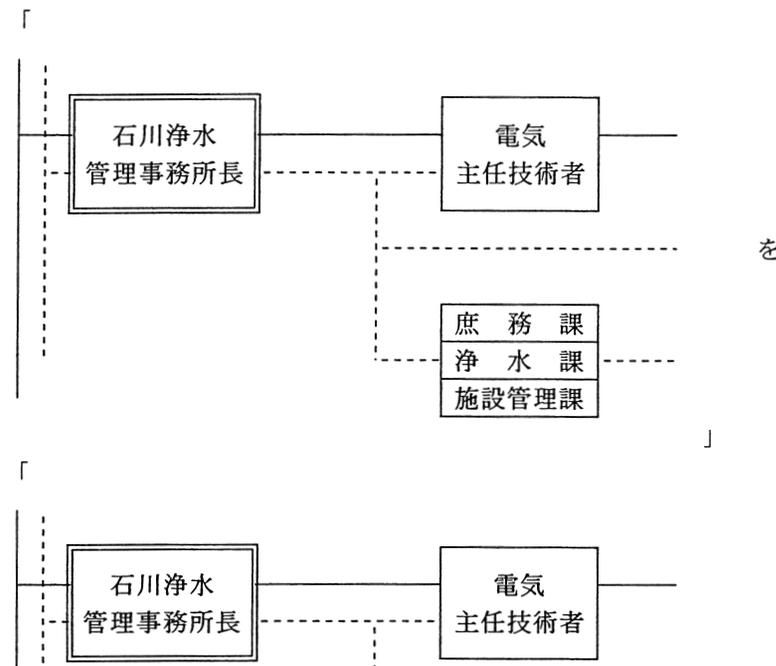
沖縄県公営企業管理者

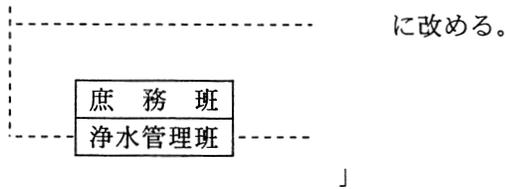
企業局長 宮 城 嗣 三

沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程（平成4年沖縄県企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別図中





附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第8号

沖縄県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 宮 城 嗣 三

沖縄県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局事務決裁規程（平成10年沖縄県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。
第2条第9号中「出先機関の」の次に「技術総括、」を、「センター長」の次に「班長」を加える。
第6条の2中「班長」を「本庁機関の班長」に改める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第9号

沖縄県企業局エネルギー管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 宮 城 嗣 三

沖縄県企業局エネルギー管理規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局エネルギー管理規程（平成18年沖縄県企業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「次長」を「技術総括（技術総括が置かれていない浄水管理事務所にあつては、次長）」に改める。

第12条第2項中「浄水課長及び施設管理課長」を「浄水管理班長（浄水管理班長が置かれていない浄水管理事務所にあつては、浄水課長及び施設管理課長）に改め、同条第6項中「庶務課」を「庶務班（庶務班が置かれていない浄水管理事務所にあつては、庶務課）」に改める。

別表第2中「（第10条の2関係）」を「（第11条関係）」に、
「石川浄水管理事務所浄水課長 石川浄水管理事務所施設管理課長」を

「石川浄水管理事務所浄水管理班長」に改める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

病 院 事 業 局 事 項

沖縄県病院事業局訓令第2号

沖縄県病院事業局の非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業局の非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局の非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成18年沖縄県病院事業局訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「5日」を「10日」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-1117 南風原町字津嘉山1537-6 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	---